

群馬県適正化通信 NO.195(令和7年3月号)

(独)自動車事故対策機構(NASVA)における運行管理者等指導講習の修了証明方法変更について

運行管理者の講習については、貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条で選任された運行管理者に対し「2ヵ年度ごとに1回」の受講が義務付けられているとともに、新たに選任された運行管理者には、選任された日が属する年度内の受講が義務付けられています。

現在、運行管理者の多くは、(独)自動車事故対策機構(以下、「NASVA」という。)や教習所等の認定機関で「一般講習・基礎講習・特別講習」を受講し、各々の認定機関により、受講証明として「手帳」に押印されていますが、令和7年4月1日以降のNASVAが実施する運行管理者等指導講習では、手帳への押印が廃止され「修了証明書」の交付となります。

NASVA以外の実施機関(教習所等)では、手帳への押印が変わることはありませんので、認定機関によって証明方法が異なることとなります。申込先のホームページや当日の持参品を確認していただきますようお願いいたします。

また、NASVAにおける手帳紛失や受講履歴の確認についても同様に、令和7年4月からは「受講履歴証明」(交付手数料500円)の発行となりますのでご注意いただきますようお願いいたします。

事業者や管理者の皆様には、適正化事業実施機関の巡回指導時に直近の受講履歴を確認するため、「手帳」または「NASVAの修了証明書」をご準備いただき、提示をお願いいたします。

(一社)群馬県トラック協会では、「(独)自動車事故対策機構(NASVA)群馬支所」、「(株)ぐんま安全教育センター(前橋自動車教習所、かぶら自動車教習所)」、「(株)HSC(足利自動車教習所)」、「ヤマト・スタッフ・サプライ(株)」、「(株)とちぎ安全教育センター(a-sec)」と提携し、一般講習(※基礎講習・特別講習を除く。)においては、会員事業者の皆様は、受講費用の助成制度があります。

申込み方法は各認定機関によって異なりますので、それぞれのホームページ等で確認してくださいますようお願いいたします。

なお、NASVAでの手帳廃止に伴い、講習の受講漏れが生じることも予想されますので、講習受講年度の計画表等を作成し、受講漏れのないようにお願いします。

※「運行管理者」・「整備管理者」講習受講計画表【例】

受講年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	2024年4月～ 2025年3月	2025年4月～ 2026年3月	2026年4月～ 2027年3月	2027年4月～ 2028年3月	2028年4月～ 2029年3月	2029年4月～ 2030年3月
運管 太郎	◆		◆		◆	
整管 次郎		◆		◆		◆

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

電話 027-212-8821